

令和4年 第2回 新富町農業委員会会議録

(令和4年2月28日)

新 富 町 農 業 委 員 会

令和 4 年 第 2 回新富町農業委員会定例会会議録

召集年月日	令和 4 年 2 月 28 日（金）					
召集の場所	新 富 町 役 場					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和 4 年 2 月 28 日 午後 3 時 00 分 議長 閉会 令和 4 年 2 月 28 日 午後 4 時 00 分 議長					
応召集委員 及び出席並 び欠席委員 凡 例 ○ 出席 × 欠席	議席 番号	氏 名	出 欠	議席 番号	氏 名	出 欠
	1 番	平下 裕敏	○	9 番	安藝 眞充	○
	2 番	芳野 京子	○	10 番	川野 國廣	○
	3 番	山口 弘安	○	11 番	中山 真一	○
	4 番	藤井 貞敏	○	12 番	長友 保	○
	5 番	水筑 祐子	○	13 番	猪俣 忠	○
	6 番	太田 茂	○	14 番	井崎 誠	○
	7 番	長友 万藏	○	15 番	長友 嘉美	○
	8 番	鬼塚 眞理子	○	16 番	前田 章男	○
会議録署名委員		4 番 藤井貞敏 5 番 水筑祐子				
職務のため会議 に出席した者の 職氏名	局 長	岩村 伸夫	○			
	補 佐	福重 和泉	○			
	主幹兼係長	池田 美季	○			
会議に付した事件		別紙のとおり				
議 事 日 程		別紙のとおり				
会 議 の 経 過		別紙のとおり				
議 案 写		省 略				
傍 聴 人						

付議した案件

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請承認について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- (3) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転の集積計画承認について
- (4) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定の集積計画承認について
- (5) 農地法の適用を受けない土地の証明について

会議の日程

日程第1

会議録署名委員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転の集積計画承認について

議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定の集積計画承認について

議案第10号 農地法の適用を受けない土地の証明について

その他 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正（案）について

議長 ただ今から、令和4年第2回新富町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席者は農業委員8名、農地利用最適化推進委員8名であります。定足数に達しております。

議長 1月定例総会以降における業務報告につきましては、お手元に配布のとおりです。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員に、4番 藤井貞敏 委員、5番 水筑祐子 委員を指名いたします。

議長 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。
おはかりいたします。本定例会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議がないようですので、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長 それではさっそく議事に入りたいと思います。日程第3、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 それでは現地調査の報告を含め、その1について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その1について説明申し上げます。
譲渡人は■■■■さん、譲受人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■、畑の573㎡、所有権移転で経営規模拡大、反当■■■■円となっております。
次に現地調査について報告します。事務局にて現地を確認した結果、耕作するのに問題ない土地でありました。説明は以上です。

議長 担当委員から、補足説明はありますか。

長友(万) ありません。

議長 つぎにその2について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その2について説明申し上げます。

譲渡人は■■■■■さん、譲受人は■■■■■さん、申請地は■■■■■
■■■■■、田の167㎡、所有権移転で経営規模拡大、反当■■■■■円とな
っております。

次に現地調査について報告します。こちらも、耕作するのに問題ない
土地でありました。説明は以上です。

議長 担当委員から、補足説明はありますか。

長友(万) ありません。

議長 ただ今、議案第6号について説明が終わりましたが、質問等がありま
せんか。

議長 質問等もないようですので、採決します。

議案第6号について、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 挙手全員ですので、議案第6号については、申請どおり承認されまし
た。

議長 つぎに、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請承認につい
て」を議題といたします。

議長 それではその1について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その1について説明申し上げます。

譲受人は有限会社■■■■■、譲渡人は■■■■■さん、申請地は■■■■■
■■■■■、田の887㎡、所有権移転で、申請内容は露天作業場等建設

業用地、申請理由は議案書に記載のとおりです。第2種農地で土地代は■■■■円、坪当たり約■■■■円となっております。

説明は以上です。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

議長 13番 猪俣 忠 委員

猪俣 それではその1について、13番猪俣が現地調査の報告をします。
現地を確認しました結果、こちらは道路に面しており、排水先もありますので、転用するのに問題ない土地と判断しました。以上です。

議長 担当委員から、補足説明はありませんか。

芳野 ありません。

議長 つぎにその2について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その2について説明申し上げます。
譲受人は株式会社■■■■、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■
■■■■、田の754㎡、所有権移転で、申請内容は宅地分譲用地、申請理由は議案書に記載のとおりです。第3種農地で土地代■■■■円、坪当たり約■■■■円となっております。説明は以上です。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

議長 15番 長友嘉美 委員

長友(嘉) それではその2について、15番長友が現地調査の報告をします。
こちらは住宅地に隣接しており、排水先もありますので、問題ない土地と判断しました。

議長 担当委員から、補足説明はありませんか。

山口 ありません。

議長 つぎにその3について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その3について説明申し上げます。

譲受人は■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は■■■■■
■■■、畑の 291 m²、所有権移転で、申請内容は一般個人住宅、建築面
積は 116.34 m²、申請理由は議案書に記載のとおりです。第3種農地で
土地代■■■■■円、坪当たり約■■■■■円となっております。

説明は以上です。

議長　それでは現地調査の報告をお願いします。

議長 15 番 長友嘉美 委員

長友(嘉) それではその 3 について、15 番長友が現地調査の報告をします。
こちらは排水先も確保されておりますので、問題ない土地と判断しました。

議長 担当委員から、補足説明はありますか。

山口 ありません。

議長 つぎにその4について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その4について説明申し上げます。

譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■
■■■、田の 263 m²、所有権移転で、申請内容は一般個人住宅、建築面
積は 109.34 m²、申請理由は議案書に記載のとおりです。第 3 種農地で
土地代■■■■円、坪当たり約■■■■円となっております。

説明は以上です。

議長 それでは担当委員から、現地調査の報告をお願いします。

議長 5 番 水筑祐子 委員

水筑 それではその4について、5番水筑が現地調査の報告をします。
 こちらは三角地ではありますが、周囲に住宅もあり、排水先も確保されておりますので、問題ない土地と判断しました。

議長 担当委員から、補足説明はありませんか。

議長 ただ今、議案第7号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長 質問等もないようですので、採決します。
議案第2号について、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 挙手全員ですので、議案7号については、申請どおり承認されました。
したがって、申請どおり県知事に進達する事といたします。

議長 つぎに、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転の集積計画承認について」を議題といたします。

議長 それではその1から4まで、一括して事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、事務局から説明申し上げます。

その1につきましては、譲受人が認定農業者の■■■■さん、譲渡人が■■■■さん、申請地は■■■■■■■■、畑の2,845㎡、公告年月日は令和4年3月25日、対価額■■■■円で10アールあたり■■■■円、経営規模拡大で、水筑祐子委員と井崎誠委員との共同あっせんとなっております。

その2につきましては、譲受人が認定農業者の■■■■さん、譲渡人が■■■■さん、申請地は■■■■■■■■、田の585㎡、公告年月日は令和4年3月10日、対価額■■■■円で10アールあたり■■■■円、経営規模拡大で、太田茂委員と長友嘉美委員との共同あっせんとなっております。

その3につきましては、譲受人が■■■■さん、譲渡人が■■■■さん、申請地は■■■■■■■■ほか全6筆、田の合計4,103㎡、畑の合計689㎡、総計4,792㎡、公告年月日は令和4年3月10日、対価額■■■■円で10アールあたり■■■■円、経営規模拡大で、鬼塚眞理子委員と中山真一委員との共同あっせんとなっております。

その4につきましては、譲受人が宮崎県農業振興公社、譲渡人が■■■■さん、申請地は■■■■■■■■ほか全5筆、田の合計7,801㎡、

公告年月日は令和4年3月22日、対価額■■■■円で10アールあたり■■■■円、こちらは県農業振興公社を介しての特例事業となっておりまして、耕作者であり4年10ヶ月後の買受予定者は、認定農業者の■■■■さん、こちらは長友万藏委員と前田章男委員との共同あつせんとなっております。以上、説明を終わります。

議長 ただ今、議案第8号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長 質問等もないようですので、採決します。
議案第8号について、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 挙手全員ですので、議案第8号については承認されました。

議長 つぎに、議案第9号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用券設定の集積計画承認について」を議題といたします。

議長 それではその1から16まで、一括して事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、事務局から説明申し上げます。
その1につきましては、譲受人が認定農業者の■■■■さん、譲渡人が宮崎県農業振興公社、申請地は■■■■■■■■ほか全5筆、田の合計7,801㎡、公告期間は令和4年3月22日から令和9年1月21日、こちらは先ほど議案第8号で説明申し上げた特例事業となっておりまして、通常の一時貸付タイプですので賃料が年あたり売買価格の1%発生し、10アールあたり■■■■円となっております。

その2につきましては、譲受人が認定農業者の■■■■さん、譲渡人が■■■■さん、申請地は■■■■■■■■ほか全2筆、田の合計1,056㎡、公告期間は令和4年3月1日から令和9年2月28日、使用貸借権設定で経営規模拡大、個別案件となっております。

その3につきましては、譲受人が認定農業者の■■■■さん、譲渡人が■■■■さん、申請地は■■■■■■■■、田の1,453㎡、公告期間は令和4年3月1日から令和9年2月28日、賃借権設定で経営規模拡大、粃の物納で反当■■kg、8月末支払い、上城元案件となっております。

す。

その4につきましては、譲受人が■■■■さん、譲渡人が■■■■さん、申請地は■■■■■■■■、田の1,510 m²、公告期間は令和4年3月1日から令和9年2月28日、賃借権設定で10アールあたり■■■■円、経営規模拡大で8月末支払い、新馬場案件となっております。

その5につきましては、譲受人が認定農業者の■■■■さん、譲渡人が■■■■さん、申請地は■■■■■■■■ほか全6筆、田の合計4,980 m²、公告期間は令和4年3月1日から令和14年2月28日、賃借権設定で経営規模拡大、粳の物納で反当■■kg、8月末支払い、個別案件及び末永案件となっております。

その6につきましては、譲受人が■■■■さん、譲渡人が■■■■さん、申請地は■■■■■■■■ほか全2筆、田の合計2,668 m²、公告期間は令和4年3月1日から令和13年10月31日、親子間の使用貸借権設定で、末永案件となっております。

その7につきましては、譲受人が認定農業者の■■■■さん、譲渡人が■■■■さん、申請地は■■■■■■■■ほか全5筆、田の合計2,527 m²、公告期間は令和4年3月1日から令和9年2月28日、賃借権設定で10アールあたり■■■■円、経営規模拡大で8月末支払い、末永案件及び舟津案件となっております。

その8につきましては、譲受人が■■■■さん、譲渡人が■■■■さん、申請地は■■■■■■■■ほか全4筆、田の合計7,841 m²、公告期間は令和4年3月1日から令和14年2月28日、使用貸借権設定で経営規模拡大、横江案件及び個別案件となっております。

その9につきましては、譲受人が■■■■さん、譲渡人が■■■■さん、申請地は■■■■■■■■、田の1,004 m²、公告期間は令和4年3月1日から令和14年2月28日、使用貸借権設定で経営規模拡大、個別案件となっております。

その10につきましては、譲受人が■■■■さん、譲渡人が■■■■さん、申請地は■■■■■■■■ほか全14筆、田の合計16,963 m²、畑の合計795 m²、総計17,758 m²、公告期間は令和4年3月1日から令和14年2月28日、使用貸借権設定で経営規模拡大、個別案件、越馬場案件、西五反田案件、横江案件、軍瀬案件となっております。

その11につきましては、譲受人が認定農業者の■■■■さん、譲渡人が■■■■さん、申請地は■■■■■■■■、田の959 m²、公告期間は令和4年3月1日から令和9年2月28日、使用貸借権設定で経営規模拡大、新田西案件となっております。

その12から16につきましては、再設定ですので説明は省略します。

以上、説明を終わります。

議長 ただ今、議案第 9 号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長 質問等もないようですので、採決します。
議案第 9 号について、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 挙手全員ですので、議案第 9 号については承認されました。

議長 つぎに、議案第 10 号「農地法の適用を受けない土地の証明について」を議題といたします。

議長 それではその 1 について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その 1 について説明申し上げます。
申請人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■ほかに全 2 筆、登記地目が共に畑で、2 筆の合計 482 m²、申請理由は議案書に記載のとおりです。説明は以上です。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

議長 13 番 猪俣 忠 委員

猪股 それでは、13 番猪俣が現地調査の報告をします。
現地を確認した結果、申請地 2 筆ともすでに農地として再生困難であり、非農地として扱うのが適当と判断しました。以上です。

議長 ただいま議案第 10 号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長 質問等もないようですので、採決します。
議案第 10 号について、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 挙手全員ですので、議案第 10 号については承認されました。したが
いまして、非農地通知書を関係各所に送付いたします。

議長 つぎに、その他「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の
改正(案)」について」となっております。

この議題につきましては、産業振興課が主管課となっておりますの
で、説明に来ていただきます。それまで暫時休憩といたします。

(暫時休憩)

議長 それでは会議を再開します。主幹課に説明を求めます。

産業振興課 (説 明)

議長 ただいま主幹課の説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長 質問等もないようですので、「農業経営基盤の強化の促進に関する基
本的な構想の改正(案)」につきまして、承認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 異議もないようですので、本案件については原案どおり承認されま
した。したがいまして、主管課には「異議なし」の回答書を提出するこ
とといたします。

議長 以上をもちまして、令和 4 年 2 月 28 日開会の第 2 回新富町農業委員
会定例総会に付議されました案件は、すべて審議終了いたしました。こ
れをもって閉会いたします。

令和 4 年 2 月 28 日

会 長 平下 裕敏

署名委員 芳野 京子

署名委員 山口 弘安